

会員各位

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会  
会 長 佐々木 浩二

令和 6 年度建築保全業務労務単価を用いた  
労務費の適切な転嫁のための価格交渉の促進について（厚生労働省）

拝啓 平素より弊会の事業運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

このほど厚生労働省より、2月16日に国土交通省より公表された「令和6年度建築保全業務労務単価」を用いた「労務費の適切な転嫁のための価格交渉」の実施を会員各位に促進するよう通知がございましたので、お知らせします。

令和5年11月29日に内閣官房、公正取引委員会より示された「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」のなかで、「受注者としての行動②」として「発注者との価格交渉において使用する労務費の上昇傾向を示す根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること」との記載があり、本労務単価は公共施設の保全業務における「直接人件費を積算するための参考単価」であるため、指針にある根拠資料に該当すると考えられます。

なお令和6年度の労務単価は、全国・全職種平均で16,612円、令和5年度比で+6.2%、12年連続の上昇となっています。会員各位におかれましては、本労務単価の上昇率を根拠とした価格交渉を行うようご検討をお願いします。

なお同省では、発注者側となる各都道府県契約担当課長、総務省自治行政局行政課長及び各省庁契約担当課長に対しても、「建築保全業務労務単価の上昇率を根拠に協議の申し入れがなされた場合、協議のテーブルにつくとともに、これを理由とした不利益な取扱いをしないこと」を依頼する通知が発出されていることを申し添えます。

敬具

記

■関連資料

- (1) 労務単価周知依頼文
- (2) 別添 1 令和6年度建築保全業務労務単価
- (3) 別添 2 健生衛発 0229 第1号
- (4) 別添 3 健生衛発 0229 第2号
- (5) 別添 4 健生衛発 0229 第3号
- (6) 別添 5 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針
- (7) 別添 6 (参考) 価格交渉調査結果



(資料ダウンロード)

以上

.....【本件に関する問い合わせ先】.....

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会 事業開発部 関内  
〒116-0013 東京都荒川区西日暮里 5-12-5 ビルメンテナンス会館 5階  
TEL : 03-3805-7560 FAX : 03-3805-7561 mail : kenji@j-bma.or.jp

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長  
令和6年2月29日

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会  
会長 佐々木 浩二 殿

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長  
(公印省略)

### 令和6年度建築保全業務労務単価の周知等について

今般、国土交通省から、令和6年度建築保全業務労務単価が公表されました(別添1)ので、各都道府県契約担当課長、総務省自治行政局行政課長及び各省庁契約担当課長あてにそれぞれ通知したところです(別添2、3及び4)。

貴協会におかれましては、令和6年度建築保全業務労務単価の周知のみならず、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針(令和5年11月29日内閣官房、公正取引委員会)(別添5)に基づく受注者としての行動をとっていただくよう会員に対して周知願います。

特に、「受注者としての行動②」として、「発注者との価格交渉において使用する労務費の上昇傾向を示す根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。」とありますので、建築保全業務労務単価の上昇率を根拠した協議の申入れを検討するよう会員に対してお示しください。

## 令和 6 年度建築保全業務労務単価

作成した建築保全業務労務単価一覧を「令和 6 年度建築保全業務労務単価」（別紙）に示す。

### 1. 建築保全業務労務単価について

建築保全業務労務単価は、国土交通省官庁営繕部が毎年度実施している建築保全業務労務費の調査に基づいて作成しているものである。

本単価は、各省各庁の施設管理者が、建築保全業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）を適用する業務に関し、建築保全業務積算基準（以下「積算基準」という。）及び建築保全業務積算要領（以下「積算要領」という。）により官庁施設の建築保全業務に係る費用における直接人件費を積算するための参考単価である。

また、本単価は積算要領に掲げる技術者区分に応じて作成している。

#### (1) 建築保全業務労務単価の構成

建築保全業務労務単価は、次の①～③で構成される。

- ① 日割基礎単価
- ② 割増基礎単価率
- ③ 宿直単価

#### (2) 日割基礎単価

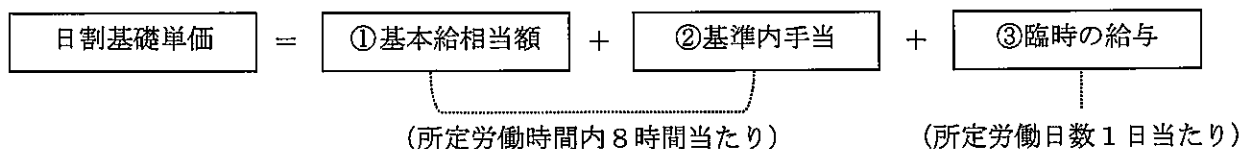
日割基礎単価は、正規の勤務時間内に業務を行う場合の 1 日（8 時間）当たりの単価である。

1) 日割基礎単価は、次の①～③で構成される（図－1）。

- ① 基本給相当額
- ② 基準内手当（家族手当、住宅手当、通勤手当等）
- ③ 臨時の給与（賞与等）

2) 次の賃金、手当、経費は日割基礎単価に含まれない。

- ① 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金
- ② 各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当
- ③ 業務管理費（法定福利費（事業主負担分）、研修訓練等に要する費用等）及び一般管理費等の諸経費



図－1 日割基礎単価の構成

(3) 割増基礎単価率

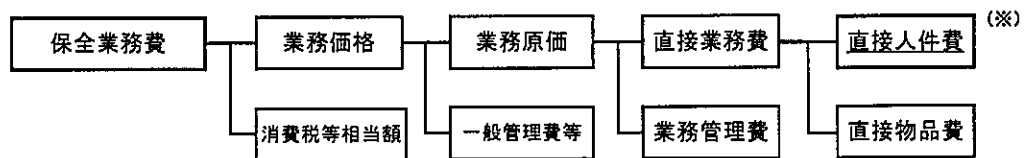
割増基礎単価率は、日割基礎単価に乗じて割増基礎単価を算出するための率である。

なお、割増基礎単価は、正規の勤務時間を超えて業務を行う場合の時間外単価や午後10時から午前5時までの時間帯に業務を行う場合の夜勤単価を算出するための基礎となる1時間当たりの単価である。

(4) 宿直単価

宿直単価は、現場に宿直する場合の1回当たり定額単価である。

(5) 保全業務費の構成



(※) 
$$\boxed{\text{直接人件費}} = \boxed{\text{数量}} \times \boxed{\text{標準歩掛り}} \times \boxed{\text{労務単価}}$$

(6) 留意事項

本単価は、共通仕様書を適用する業務に関する費用を積算基準及び積算要領に基づき算出するためのものであり、業務内容が通常と異なる場合で、本単価によりがたい場合（特に高度な技能、経験等を有する者を従事させる必要がある場合を含む）は、当該保全業務の内容に応じて適正に積算する。

また本単価は、外注契約における技術者単価や雇用契約における技術者への支払賃金を拘束するものではない。

(参考資料)

本単価に関連する規定箇所

1. 「建築保全業務積算基準」抜粋

直接人件費 : 積算基準 第3章 第2節 3.2.2

2. 「建築保全業務積算要領」抜粋

日割基礎単価 : 積算要領 第2章 2.1.2(b)(1)

割増基礎単価 : 積算要領 第2章 2.1.2(b)(2)

宿直単価 : 積算要領 第2章 2.1.2(f)

技術者区分 : 積算要領 第2章 表 2.1

## 令和6年度建築保全業務労務単価

**留意事項**

- 1 本単価は、各省各庁の施設管理者が、**建築保全業務共通仕様書を適用する業務**に関し、建築保全業務積算基準及び建築保全業務積算要領により官庁施設の建築保全業務に係る費用における直接人件費を積算するための参考単価である。
- 2 日割基礎単価には、**時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。**
- 3 本単価は労働者に支払われる賃金に係るものであり、**業務管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。**(例えば、清掃員の単価については清掃会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 4 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、業務管理費に含まれている。

**1. 日割基礎単価**

(単位:円/日)

地区	保全技師・保全技師等日割基礎単価						清掃員日割基礎単価			警備員日割基礎単価		
	保全技師Ⅰ	保全技師Ⅱ	保全技師Ⅲ	保全技師補	保全技師員	保全技師員補	清掃員A	清掃員B	清掃員C	警備員A	警備員B	警備員C
北海道	23,100	21,800	23,500	19,400	18,600	16,100	16,000	12,700	11,600	16,400	14,000	12,400
宮城	22,900	21,700	23,300	19,200	18,500	16,000	15,500	12,400	11,400	16,000	13,700	12,100
東京	26,900	25,400	27,400	22,500	21,600	18,700	19,900	15,800	14,500	19,200	16,400	14,500
新潟	24,200	22,900	24,700	20,300	19,500	16,900	15,800	12,600	11,500	15,700	13,400	11,800
愛知	26,800	25,300	27,200	22,400	21,500	18,600	17,400	13,900	12,700	17,900	15,200	13,500
大阪	25,900	24,400	26,300	21,700	20,700	17,900	18,700	14,900	13,700	17,600	15,100	13,200
広島	24,100	22,800	24,600	20,200	19,400	16,800	16,200	12,800	11,800	17,300	14,700	13,000
香川	24,800	23,400	25,200	20,800	19,900	17,200	15,500	12,300	11,300	17,400	14,800	13,100
福岡	22,600	21,400	23,000	18,900	18,200	15,700	15,900	12,700	11,600	15,000	12,800	11,300
沖縄	21,200	20,000	21,600	17,700	17,000	14,700	15,200	12,100	11,100	13,700	11,600	10,300

**2. 割増基礎単価率**

地区	割増基礎単価率					
	保全技師Ⅰ	保全技師Ⅱ	保全技師Ⅲ	保全技師補	保全技師員	保全技師員補
全国	9.5%	9.8%	9.5%	9.2%	9.9%	10.3%

地区	割増基礎単価率					
	清掃員A	清掃員B	清掃員C	警備員A	警備員B	警備員C
全国	10.1%	10.9%	11.1%	9.6%	9.4%	10.6%

**3. 宿直単価**

(単位:円/回)

地区	宿直単価
全国	4,700

(参考 1. 「建築保全業務積算基準」抜粋)

### 第3章 保全業務費の積算

#### 第1節 積算の手順

##### 3.1.1 積算の方法

保全業務費は、次の手順で積算する。

- (1) (直接業務費) = (直接人件費) + (直接物品費)
- (2) (業務原価) = (直接業務費) + (業務管理費)
- (3) (業務価格) = (業務原価) + (一般管理費等)
- (4) (保全業務費) = (業務価格) + (消費税等相当額)

#### 第2節 費目別の積算方法

##### 3.2.1 一般事項

費目別の積算は、次の3.2.2「直接人件費」、3.2.3「直接物品費」、3.2.4「業務管理費」、3.2.5「一般管理費等」及び3.2.6「消費税等相当額」に定めるところに従う。ただし、業務内容が通常と著しく異なる場合で、積算がこれらによりがたい場合は、当該業務の形態等に応じて適切に積算する。

##### 3.2.2 直接人件費

直接人件費は、業務に直接従事する技術者による当該業務の実施に必要な労務数量に、労務単価を乗じたものの総和とする。

$$(\text{直接人件費}) = \Sigma \{ (\text{労務数量}) \times (\text{労務単価}) \}$$

##### 3.2.3 直接物品費

直接物品費は、直接物品費を構成する各費用を積算する。これによりがたい場合は、建築物の属性、過去の実績等を考慮して直接人件費に対する比率（以下、「直接物品費率」という。）を定め、これを直接人件費に乗じて積算する。

$$(\text{直接物品費}) = \Sigma (\text{直接物品費を構成する費用}) \quad \text{又は} \quad = (\text{直接人件費}) \times (\text{直接物品費率})$$

##### 3.2.4 業務管理費

業務管理費は、業務管理を構成する各費用を積算する。これによりがたい場合は、建築物の属性、過去の実績等を考慮して直接業務費に対する比率（以下、「業務管理費率」という。）を定め、これを直接業務費に乗じて積算する。

$$(\text{業務管理費}) = \Sigma (\text{業務管理費を構成する費用}) \quad \text{又は} \quad = (\text{直接業務費}) \times (\text{業務管理費率})$$

### 3.2.5 一般管理費等

一般管理費等は、一般管理費等を構成する各費用を積算する。これによりがたい場合は、保全業務を受注しようとする法人の形態、目的、規模、その他必要な事項を考慮して業務原価に対する比率（以下、「一般管理費等率」という。）を定め、これを業務原価に乗じて積算する。

（一般管理費等）＝ $\Sigma$ （一般管理費等を構成する費用） 又は  $=$ （業務原価） $\times$ （一般管理費等率）

### 3.2.6 消費税等相当額

消費税等相当額は、業務価格に消費税及び地方消費税相当分からなる税率を乗じて積算する。

（消費税等相当額）＝（業務価格） $\times$ （税率）

## 第2章 保全業務費の算定

### 2.1.2 労務単価

(a) 歩掛りに乗じる労務単価は、表 2.1 の左欄に掲げる技術者区分に応じたものとする。

なお、第 2 編の標準歩掛りは、表 2.1 の左欄に示す技術者が当該業務を実施した場合に必要とする業務量を示したものであり、契約書等に特記のない限り、表 2.1 の左欄に示す技術者が当該業務を実施することを拘束するものではない。

(b) 労務単価は、業務に従事する時間帯に応じ、次のとおりに区分する。ただし、業務の実施形態により、これらによりがたい場合は、別途必要な費用を積算する。

(1) 日割基礎単価： 正規の勤務時間内に業務を行う場合の 1 日 (8 時間) 当たりの単価で、表 2.1 に定める各技術者等の年間当りの平均的な賃金 (基本給、家族手当、住宅手当、通勤手当等の基準内手当及び賞与) を当該平均的な年間労働日数で除したものとす  
る。

(2) 時間外単価： 正規の勤務時間を超えて業務を行う場合の 1 時間当たりの単価で、日割基礎単価から賞与、通勤手当、家族手当、その他労働基準法施行規則第 21 条に定めるものを除いたものを 1 時間当たりの単価に換算したもの (以下「割増基礎単価」という。) に 1.25 以上の値 (ただし、午後 10 時から午前 5 時までの時間帯に業務を行う場合は 1.5 以上の値) を乗じたものとする。

(3) 夜勤単価： 午後 10 時から午前 5 時までの時間帯に業務を行う場合 ((2) に該当する場合を除く) の 1 時間当たりの単価で、日割基礎単価を 1 時間当たりの単価に換算したものに、割増基礎単価に 0.25 以上の値を乗じたものを加えたものとする。

(c) 正規の勤務時間内に業務を行う場合における歩掛りに乗ずる労務単価は、日割基礎単価とする。

(d) 時間外手当は、(b) (2) に定める正規の勤務時間を超えて業務を行う場合の当該業務の時間数に時間外単価を乗じたものとし、次により算定する。

$$(\text{時間外手当}) = (\text{時間外単価}) \times (\text{時間数})$$

(e) 夜勤手当は、(b) (3) に定める時間帯に業務を行う場合の当該業務の時間数に夜勤単価を乗じたものとし、次により算定する。

$$(\text{夜勤手当}) = (\text{夜勤単価}) \times (\text{時間数})$$

(f) 宿直手当は、宿直回数に宿直単価 (現場に宿直する場合の当該宿直に対する定額単価で(b) (1) ~ (3) までに掲げる以外のもの) を乗じたものとし、次により算定する。

$$(\text{宿直手当}) = (\text{宿直単価}) \times (\text{回数})$$



表 2.1 技術者区分

区分	技能・実務経験等
保全技師Ⅰ	受変電設備、自家発電設備又は昇降機（以下「受変電設備等」という。）の点検整備業務について、高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験 15 年以上程度の者
保全技師Ⅱ	受変電設備等以外の設備の点検整備業務について、高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験 15 年以上程度の者
保全技師Ⅲ	建築業務について作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、一級建築士資格取得後実務経験 3 年以上若しくは二級建築士資格取得後実務経験 5 年以上程度の者又は建築系大学卒業後実務経験 8 年以上程度の者
保全技師補	(1) 設備の点検整備業務について、作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、実務経験 10 年以上 15 年未満程度の者 (2) 運転・監視及び日常的な点検保守業務について、高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験 10 年以上程度の者
保全技術員	(1) 設備の点検整備業務について、保全技師又は保全技師補の指示に従って作業を行う能力を有し、実務経験 5 年以上 10 年未満程度の者 (2) 運転・監視及び日常的な点検保守業務について、作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、実務経験 5 年以上 10 年未満程度の者
保全技術員補	(1) 設備の点検整備業務について、保全技術員の指示に従って作業を行う能力を有し、実務経験 5 年未満程度の者 (2) 運転・監視及び日常的な点検保守業務について、保全技術員の指示に従って作業を行う能力を有し、実務経験 5 年未満程度の者
清掃員 A	1 級ビルクリーニング技能士の資格を有する者又は清掃業務について作業の内容判断ができる技術力及び作業の指導等の総合的な技能を有し実務経験 6 年以上程度の者
清掃員 B	2 級ビルクリーニング技能士の資格を有する者、3 級ビルクリーニング技能士の資格取得後実務経験 2 年以上程度の者又は清掃業務について作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し実務経験 3 年以上 6 年未満程度の者
清掃員 C	清掃業務について、清掃員 A 又は清掃員 B の指示に従って作業を行う能力を有し、実務経験 3 年未満程度の者
警備員 A	施設警備 1 級の検定資格を有する者又は警備業務について高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験 6 年以上程度の者
警備員 B	施設警備 2 級の検定資格を有する者又は警備業務について作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、実務経験 3 年以上 6 年未満程度の者
警備員 C	警備業務について、警備員 A 又は警備員 B の指示に従って作業を行う能力を有し、実務経験 3 年未満程度の者

# 1. 令和6年度建築保全業務労務単価について

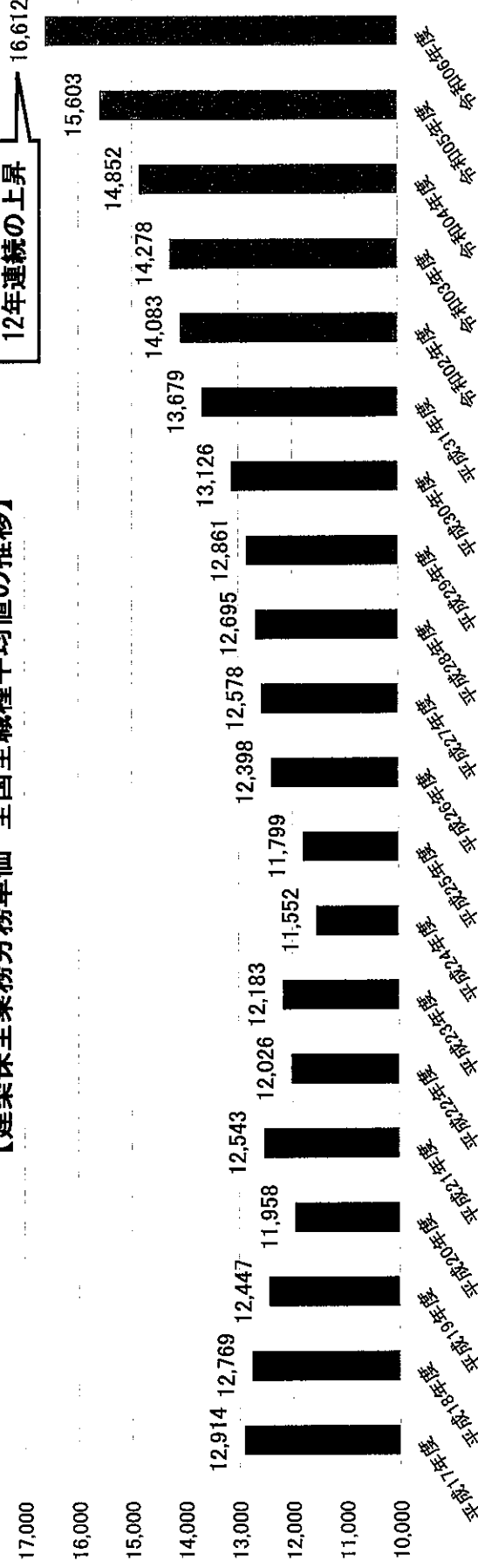
- 各省各庁が国の建築物等の保全業務を委託する際の参考単価として毎年国土交通省において通知
- 毎年度実施している労務費調査に基づき、賃金動向の実態を適切に反映
- 全国の10地区、3職種別に単価を設定

職種	全国平均	令和5年度比
保全技師等	21,417円	+ 3.4%
清掃員	13,983円	+ 9.8%
警備員	14,437円	+ 8.2%

○全国、全職種平均：16,612円

○令和5年度比：+ 6.2%

【建築保全業務労務単価 全国全職種平均値の推移】



参考：近年の建築保全業務労務単価の全国平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	R06	H24比
伸び率	2.1%	→ 5.1%	→ 1.5%	→ 0.9%	→ 1.3%	→ 2.1%	→ 4.2%	→ 3.0%	→ 1.4%	→ 4.1%	→ 5.0%	→ 6.2%	36.9%

注) 伸び率は単純平均値より算出

## 2. 建築保全業務労務単価の概要

- 建築保全業務共通仕様書を適用して保全業務を委託する際に、積算基準・要領により業務委託費における直接人件費を積算するための参考単価
- 単価は、国土交通省ホームページにて公表
- 全国を10地区に区分し、地区毎に単価を算出(宿直単価は全国一律)
- 積算要領に規定されている技術者区分毎に算出(下記の12区分)
- 労働者に支払われる賃金に係るものであり、諸経費は含まれていない。

### ○ 建築保全業務労務単価の構成

- (1) 日割基礎単価  
正規の勤務時間内に業務を行う場合の1日(8時間)当たりの単価。
- (2) 割増基礎単価率  
日割基礎単価に乗じて割増基礎単価を算出するための率。  
割増基礎単価は、時間外単価や夜勤単価を算出するための基礎となる1時間当たりの単価。
- (3) 宿直単価  
宿直する場合の1回当たりの単価。

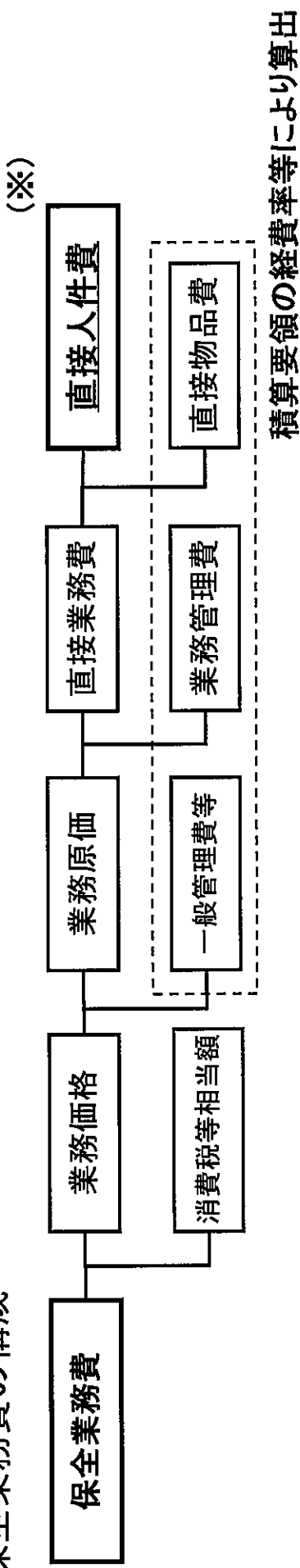
### 技術者区分

点検・保守及び運転・監視業務(6区分)	
保全技師 I	保全技師 II
保全技師補	保全技師員
	保全技師員補
清掃業務(3区分)	
清掃員 A	清掃員 B
	清掃員 C
施設警備業務(3区分)	
警備員 A	警備員 B
	警備員 C

### 3. 建築保全業務積算基準・同要領の概要

- 建築保全業務積算基準：「建築保全業務共通仕様書」を適用して保全業務を委託する際の業務委託費を積算するための基準
- 建築保全業務積算要領：積算基準による費用の積算に必要な考え方や標準歩掛りを規定

～保全業務費の構成～



直接人件費：保全業務に直接従事する技術者の労働により生じる費用

(※)

$$\text{直接人件費} = \text{数量(台数・面積・回数等)} \times \text{標準歩掛り} \times \text{労務単価}$$

積算基準・要領に基づき算出

国土交通省より毎年度公表

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長  
令和6年2月29日

各都道府県契約担当課長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長  
(公印省略)

ビルメンテナンス業務の公共調達における令和6年度建築保全  
業務労務単価の活用等について(依頼)

ビルメンテナンス業務の公共調達については、「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」(令和5年4月28日生食発0428第5号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知別添)により、労務単価に最新の建築保全業務労務単価を活用するようお願いしております。

今般、国土交通省から、令和6年度建築保全業務労務単価が公表されました(別添1)ので、来年度の予定価格においては、当該労務単価を活用するようお願いいたします。

また、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針(令和5年11月29日内閣官房、公正取引委員会)」(別添2)では、「発注者としての行動③」として、「労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料(最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など)に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠があるものとして尊重すること。」とありますので、受注者から建築保全業務労務単価の上昇率を根拠に協議の申し入れがなされた場合には、「発注者としての行動⑤」のとおり、協議のテーブルにつくとともに、これを理由とした不利益な取扱いをしないようお願いいたします。

併せて、貴管内の市町村に対して本通知を周知し、各市町村においても適切に対応していただくよう、特段の御配慮をお願いいたします。

厚生衛発 0229 第2号  
令和6年2月29日

総務省自治行政局行政課長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長  
(公印省略)

ビルメンテナンス業務の公共調達における令和6年度建築保全  
業務労務単価の活用等について(依頼)

ビルメンテナンス業務の公共調達については、「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」(令和5年4月28日生食発0428第5号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知別添)により、労務単価に最新の建築保全業務労務単価の最新のものを活用するようお願いしているところです。

今般、国土交通省から、令和6年度建築保全業務労務単価が公表されました(別添1)ので、来年度の予定価格は、令和6年度建築保全業務労務単価を活用いただくとともに、受注者が建築保全業務労務単価の上昇率を根拠に協議の申し入れがなされた場合には、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針(令和5年11月29日内閣官房、公正取引委員会)」(別添2)を踏まえた発注者としての行動をとっていただくことをお願いするため、各都道府県契約担当課長あてに別添の通知を发出了しました。

別添の通知を踏まえた対応を適切に実施するためには、契約担当課のみならず、庁舎管理部局や財政担当部局も含めて全庁的に連携して取り組んでいただく必要があります。

つきましては、各都道府県及び各市町村において別添の通知の趣旨が改めて徹底されるよう、特段の御配慮をお願いします。

厚生衛発 0229 第3号  
令和6年2月29日

各省庁契約担当課長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長  
(公印省略)

ビルメンテナンス業務の公共調達における令和6年度建築保全  
業務労務単価の活用等について（依頼）

ビルメンテナンス業務の公共調達については、「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」(令和5年4月28日生食発0428第6号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知別添)により、労務単価に最新の建築保全業務労務単価を活用するようお願いしております。

今般、国土交通省から、令和6年度建築保全業務労務単価が公表されました(別添1)ので、来年度の予定価格においては、当該労務単価を活用するようお願いいたします。

また、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針(令和5年11月29日内閣官房、公正取引委員会)(別添2)では、「発注者としての行動③」として、「労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料(最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など)に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠があるものとして尊重すること。」とありますので、受注者が建築保全業務労務単価の上昇率を根拠に協議の申し入れがなされた場合には、「発注者としての行動⑤」のとおり、協議のテーブルにつくとともに、これを理由とした不利益な取扱いをしないようお願いいたします。

また、貴省庁内のビルメンテナンス業務発注関係部局(公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)の適用のある特殊法人等を含む。)に対する周知徹底につきましても、併せてお願いいたします。